

社会福祉法人永楽福祉会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人永楽福祉会(以下「当法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員選任・解任委員(以下、「役員等」という。)の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、役員とは理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員等の職務執行の対価として役員等報酬および役員等退任慰労金を支給することができる。

- 2 理事長には、別表1に基づき役員等報酬を支給する。
- 3 理事長以外役員等には、別表2に基づき役員等報酬を支給する。

(当法人職員との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等(理事長を除く。)については役員等報酬を支給しない。

(役員退任慰労金)

第5条 退職等退任慰労金は、役員等として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 前項の役員等退任慰労金は、別表3に基づき支給する。
算定の基礎となる在職期間は、役員に就任した月から退任(留任は除く)した月までとし、1年未満の年数は1年に切り上げる。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第6条 役員等報酬の支給日、支給方法並びに報酬により控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規定(以下「正職給与規定」という。)に準ずる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、定款第8条及び第21条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする

(改正)

第8条 この規定の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補足)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、評議員の承認を得て効力が発生するものとする。

附則1

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年1月16日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

(別表1)

役職名	役員等報酬額
理事長	月額 100,000円

(別表2)

源泉税控除後

	会議出席 1回につき	法人業務及び 施設業務のための 出勤、出張等 (4時間未満)	法人業務及び 施設業務のための 出勤、出張等 (4時間以上)
理事	10000円	10,000円	20,000円
監事	10000円	10,000円	20,000円
役員	10000円	10,000円	20,000円
評議員選任・解任委員	10000円	10,000円	20,000円

(別表3)

	1年につき
評議員	10,000円
理事	10,000円
監事	10,000円
評議員選任・解任委員	5,000円